

写

7 環 活 第 501 号

令和 7 年 12 月 19 日

愛知県公営企業管理者

企業庁長様

愛知県知事



豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書についての知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 7 第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添 1 のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市長の意見は別添 2 のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書についての 知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質、騒音

事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施により大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とともに、事業実施想定区域及びその周辺の地形を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 水質

事業実施想定区域周辺には複数の河川が存在しており、また、事業の実施に伴う排水を周辺河川へ放流する計画としていることから、事業の実施により水環境への影響が懸念される。

このため、水環境への影響に配慮した事業計画とともに、放流先の河川流量、排水の流量・水質を踏まえて、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 地盤環境、地下水の状況

土地の造成により、雨水等の地下浸透量が変化するとともに、切土工が不透水層に影響を及ぼす可能性があることから、地盤環境及び地下水の状況・利用への影響が懸念される。

このため、専門家の指導・助言を得ながら、地盤環境及び地下水の状況・利用への影響に配慮した事業計画とともに、地下水の流動状況を把握するための適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 事業の実施に当たっては、できる限り外周部の既存緑地を保全する等、地域の生態系に配慮した事業計画とすること。
- (2) 動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価に当たっては、以下の事項に留意しつつ、関係自治体の意見を聞くとともに、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な手法を検討すること。
 - ・ 事業実施想定区域及びその周辺には重要な自然環境のまとまりの場である湿地湿原が存在し、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性
 - ・ 事業実施想定区域及びその周辺には、夜行性の鳥類が生息するとともに、渡り鳥が中継地として利用している可能性があることから、種に応じた調査の時間帯や時期
 - ・ 事業の実施に伴う排水等による事業実施想定区域及びその周辺の河川、ため池などに生息・生育又は利用する動植物及び餌資源の変化などによる生態系への影響

6 景観

事業実施想定区域周辺に主要な眺望点が存在し、施設の存在に伴う景観への影響が懸念されることから、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

7 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

写

別添 2

豊環保発第1442号
令和7年11月5日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業計画段階環境配慮書について（回答）

令和7年10月8日付け7環活第357号で照会のありましたことについては、別紙のとおりです。

【担当】環境部 環境保全課
企業指導担当
TEL 0565-34-6628
FAX 0565-34-6684

別紙

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業計画段階環境配慮書についての市長意見

(1) 大気質、水質

工事や施設供用にあたり重大な環境影響が及ぶおそれがある事項と考えるため、方法書において適切な調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音、悪臭

生活環境への影響への評価について、現在の住居等だけでなく今後の土地利用や気象条件も考慮した上で評価し、必要に応じた環境保全措置を検討すること。

(3) 動物、植物、生態系

非公表として取り扱っている情報がある場合があること、市内の他地点で確認していない重要な種があること、周辺ため池には湧水湿地環境が形成されていることから、市担当者等に意見聴取を行い、方法書において適切な予測及び評価すること。

(4) 地盤

掘削や地形改変による地盤環境への影響について、方法書において適切な予測及び評価すること。

(5) 地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況

想定区域には、埋蔵文化財包蔵地が所在するため、方法書において埋蔵文化財への影響を予測及び評価すること。

(6) 地域住民等への配慮

事業を進めるにあたっては、地域住民等に対して分かりやすく丁寧な説明を行い、地域の意見に十分配慮する等、理解の促進に努めること。また、方法書以降の図書の作成にあたっては、配慮書に対する住民等の意見に配慮し、わかりやすい図書になるよう努めること。

(7) その他

想定区域は、第9次豊田市総合計画の将来都市構造において「里山・都市共生ゾーン」としているため、農地や森林等の適切な管理・保全について検討すること。



7 み 生 環 第 9 2 0 号
令和 7 (2025) 年 1 月 5 日

愛知県知事 様

みよし市長 小 山 祐
(公 印 省 略)

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について（回答）

令和 7 (2025) 年 1 月 8 日付け 7 環活第 357 号の照会につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 全般事項

(1) 本事業の土地利用

本事業は、開発済みの土地であるゴルフ場跡地を利用する事業で、事業実施想定区域のうち施設用地、造成緑地等可変区域の具体的な配置計画は、環境への影響の検討結果等を踏まえて決定する予定となっている。

このため、方法書以降の手続きにおいて、騒音をはじめとする環境要素に対し特段の配慮をしたうえで具体的な配置計画を作成されたい。

(2) 地域住民等への配慮

事業実施想定区域の北西側には第一種中高層住居専用地域、西側には第一種低層住居専用地域が隣接するとともに、さらには本市を代表する質の高い居住環境を形成する三好丘地域に隣接しており、周辺住民に対して適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、苦情及び要望の受付窓口の明確化、わかりやすい説明資料の公開を通じ、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用交通に伴う騒音・大気・安全リスクを最小化するため、生活道路回避の動線計画、時間帯配慮、交通安全対策等の配慮を求める。

2 個別事項

(1) 騒音及び悪臭

施設からの騒音及び悪臭については C 案が低減に資すると評価されているが、最寄りの住宅が区域境界から約 10m に存在することを踏まえ、配置計画は十分な離隔と遮蔽効果を確保されたい。

(2) 地下水への影響

地形改変や不透水層への切盛が地下水流动や水位に影響し、周辺井

戸の水量及び水位が変化する可能性が指摘されている。

方法書以降は、本市側の地下水環境も含めた広域評価を実施するとともに、地下水への影響が生じないような事業計画の詳細検討をすることを求める。

(3) 生態系

本市の自然とのつながりを確保するため、外周部の既存緑地の保全等、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(4) 景観

本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮した照明の計画等、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

担当 市民経済部生活環境課

電話 0561-32-8018（直通）

ファクシミリ 0561-76-5702

電子メール kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp